

# 多摩市公共サインガイドライン 概要版

## 1. ガイドラインの目的と役割

多摩市では「健幸まちづくり」や「シティセールス」等、新たな人の流れの創出に向けた様々な取り組みを進める中、多様な人々にまちの情報を提供する公共サインの役割が重要になることが考えられます。

多摩市の公共サインは、昭和 61 年の「多摩市サイン計画」、平成 2 年改定の同計画に基づいて整備を進めてきましたが、設置から 30 年以上が経過し老朽化が進んでいます。また、平成 27 年には東京都が「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を改定しています。

本ガイドラインは、このような現状を踏まえ、地域住民の日常的な移動や活動、国内外からの来訪者への対応等、案内・誘導を必要とする様々な人にとって分かりやすく、安全・安心に利用できる公共サインを整備するための基本的な考え方やルール等を取りまとめたものです。

今後の公共サイン整備にあたっては、本ガイドラインおよび「多摩市公共サイン整備基本計画」に基づき、必要に応じたサインの撤去・更新を図ります。更新する際は、分かりやすい表示内容となるよう検討しながら、本ガイドラインによる統一したデザインと必要最小限の配置による効果的なサイン整備を進めます。

## 2. 対象となる公共サイン

本ガイドラインで対象とするサインは、多摩市内の公共公益施設への案内や誘導を行うための各種サインで、所管部所等による維持管理を今後も継続していく公共サインを対象とします。

	種類	機能及び設置位置
ガイドラインを適用	案内サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在地と周辺施設との位置関係がわかる地図を表示した案内サイン</li> <li>○主に駅前等に設置する</li> </ul>
	誘導サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣の公共公益施設への誘導サイン</li> <li>○主に駅周辺や交差点付近に設置する</li> <li>※個別の計画等で位置づけられた誘導サインは「ガイドラインを推奨」するものとする(例:ウォーキングルートや観光ルート等を示す誘導サイン・電柱広告を利用した誘導サイン等)</li> </ul>
ガイドラインを推奨	位置サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共公益施設や愛称道路の位置・名称を示すサイン、避難所に指定された施設を示すサイン</li> <li>○施設名称は施設の入口付近、愛称道路の位置、名称は該当する道路の起終点等に設置する</li> <li>○避難所サインは施設外周の人目につきやすい位置に設置する</li> </ul>
	説明サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡、名所、歴史や生物等の説明・解説サイン</li> <li>○説明する対象の直近に設置する</li> </ul>
ガイドラインを参考	規制サイン 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共空間における禁止事項を明示するサイン</li> <li>○主に駅周辺などの人が多く集まる場所に設置する</li> </ul>
	その他サイン (多摩市以外の主体が設置するサイン) 集合住宅等案内サイン 住居表示街区案内サイン 	その他サイン (他の法令等で整備基準等が示されているサイン) 案内標識 交差点名標識 街区表示板 

## 3. サイン整備の基本的な考え方

### 【基本方針1】 分かりやすい案内・誘導 ~多摩市内に設置する公共サインのデザインの統一化

形状や色彩、フォント、ピクトグラム等を活用した多言語表記など、様々な人に分かりやすい案内・誘導を行います。また、多摩市の公共サインに関わる基本的な考え方や情報を市内で共有し、デザインの統一化、情報の更新を図ります。

### 【基本方針2】 効率の良い情報提供 ~ニーズの変化を踏まえた必要最小限で効果的な設置

案内・誘導の必要性を見極めてサインの乱立を防ぐとともに、サインの連携や連続性に配慮し、利用しやすい効率のよい情報提供を行います。

### 【基本方針3】 維持管理の継続 ~安全・安心に利用できる公共サインの維持

定期的な維持管理と管理台帳等によって公共サインの現状を把握し、優先度を見極めながら必要に応じた対応を行います。

## 4. サイン配置や誘導の考え方

### ◇案内サイン・誘導サインの配置方針

本ガイドラインを適用する案内サイン・誘導サインの更新・新設にあたっては、利用者に混乱を生じさせないように十分配慮してサイン相互の連携を図り、必要以上にサインを増やさないように配置することが重要です。特に、駅周辺では様々なサインが掲出されるため、可能な限り集約して周辺景観を損なわないよう配慮する必要があります。

#### 《案内サインの配置検討》

案内サインは、現在地や主要施設の位置情報を提供するための地図を表示するものです。主に多くの人々の利用拠点となる駅周辺等に設置し、利用者の多い主要な公園の周辺等にも必要に応じて設置します。

#### 《誘導サインの配置検討》

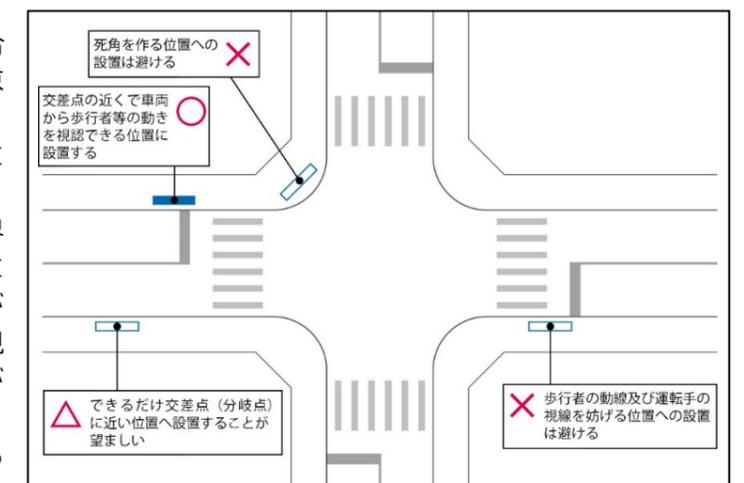
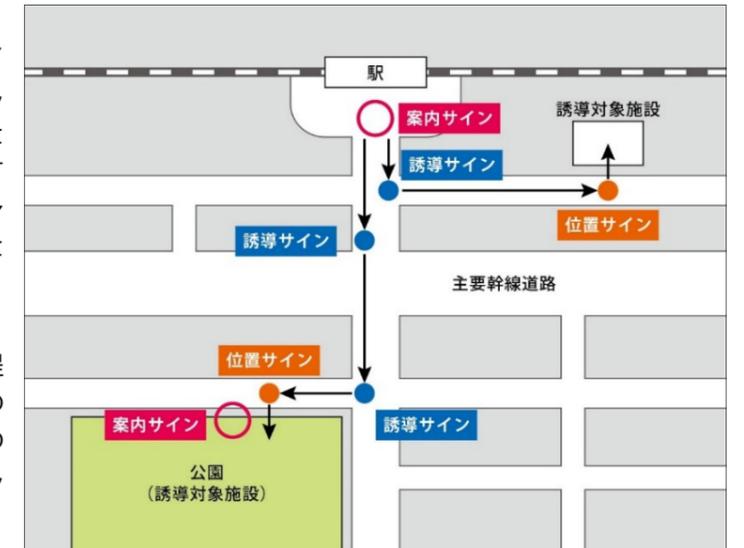
誘導サインには、視認性が高く、視覚的な誘導を行いやすい「矢羽型」と、表示面が大きいことから誘導すべき施設が多い場合に有効となる「立板型」の2種類があります。「矢羽型」は歩道および道路の歩行空間、「立板型」はペDESTリアンデッキや歩行者専用道路に設置することとし、いずれも次の誘導サインまで見通すことのできる間隔を確保するように配慮しながら、目的地への誘導経路の分岐点に配置します。

### ◇案内サイン・誘導サインの設置方針

道路上に案内サイン・誘導サインを設置する場合は、道路管理者への占用許可申請が必要です。(「東京都道路占用規則」「多摩市道路占用規則」を参照)

具体的な設置場所は、道路敷地内に道路と並行に設置することを標準としますが、状況によっては、沿道公有地もしくは借用可能な私有地の敷地境界沿いで案内サインの利用者が視認しやすい位置に設置することも可能とします。特にサインの効果が低い交差点では、歩行者の動線や自動車等からの視界を妨げないよう、十分に注意して設置することが重要です。(右図参照)

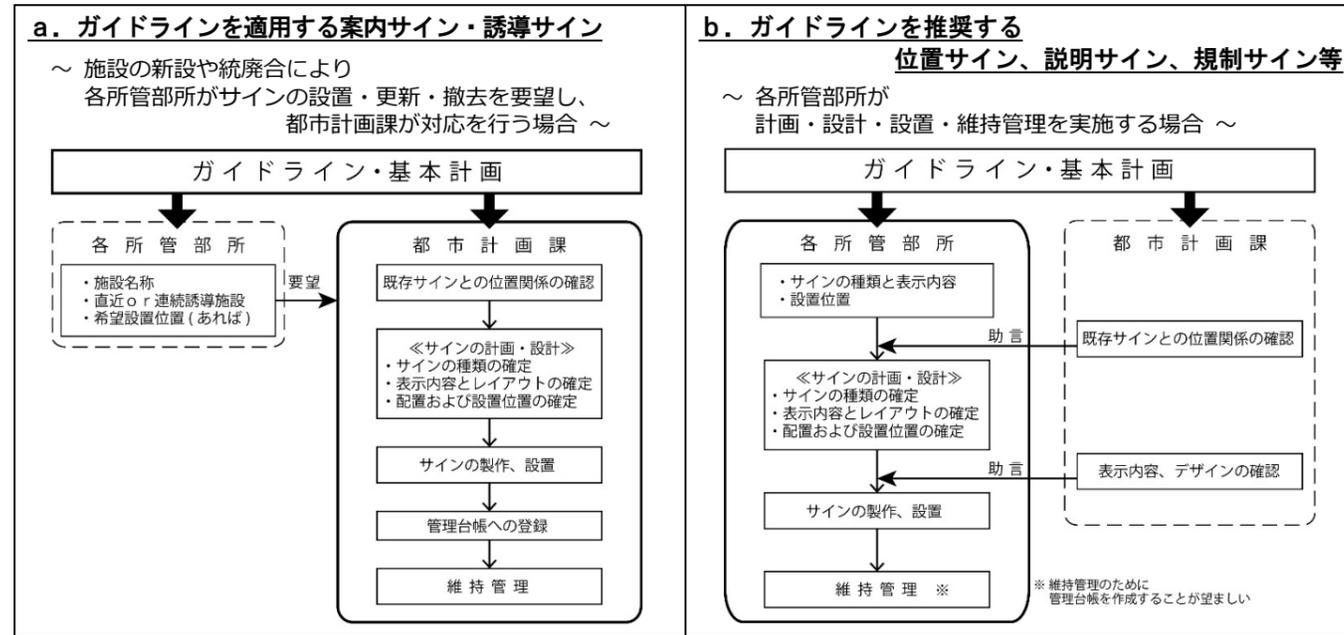
その他、周辺の景観を阻害しない位置に設置する配慮も必要です。



## 5. サイン整備の所管と手順

多摩市における公共サインの整備にあたっては、本ガイドラインを庁内で共有し、規定した整備方針や基準、配慮事項に従って検討したうえで、設置および維持管理を行います。

多摩市における公共サインの所管は、本ガイドラインで対象とするサインの位置付けに応じて2つに区分します。それぞれの整備の流れは下図のとおりとします。



## 6. 公共サインのデザイン基準・表示基準

### ◇整備方針

公共サインのデザインは、多摩市内の在住者・在勤者や来訪者にとって分かりやすいと同時に、行政範囲を越えて標準的に分かりやすいことが重要です。そのため、本ガイドラインに示す具体的な基準は、東京都が示す「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（平成27年2月）に準拠して規定するものとします。

### ≪構造や素材の選定における留意点≫

サインの設計においては、耐久性や安全性を考慮して後々の維持管理の軽減を図るとともに、様々な利用者を想定した使いやすさにも配慮した構造や素材を選定することが必要です。

#### 留意点① 使いやすいサインの設置

- ・低い視線に配慮した表示面の高さや角度を設定するとともに、状況に応じてサインを設置する地点周辺の段差や不揃いの箇所の解消や、設置位置の変更等の検討を行います。
- ・サインの機能性を重視し、過剰な装飾や必然性のないデザインは避けることを基本とします。

#### 留意点② 維持管理しやすいサインの設置

- ・サインの表示面は、案内の対象施設や周辺状況の変化に応じて速やかに情報の更新を行うことができるように、部分的な後貼りや取替え、もしくは盤面の取替えが可能な構造とします。
- ・イタズラによる損傷を防ぐため、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、貼り紙やイタズラ書き防止の表面加工処理、たばこの火の影響を受けない耐熱仕様の表面加工等の対策を検討します。

#### 留意点③ 安全性に配慮したサインの設置

- ・夏場の直射日光によって過剰に熱くならないよう、本体や表示面の素材等にも配慮が必要です。

#### 留意点④ 照明の必要性に関する検討

- ・夜間の使用が多く見込まれる地点、半日陰～日陰になりやすい地点、防犯・安全性の向上等で夜間の視認性を高める必要がある地点では、照明設備の設置を検討します。

### ≪施工段階における留意点≫

サインの整備にあたっては、利用者が迷わないようにすることが大前提であるため、サインの視認性を現地で確認した上で設置することが必要で、可能であれば現場に合わせた調整を行います。

### ◇デザイン基準

掲示する情報は、必要最小限の情報が端的に伝わるように配慮することが重要です。

#### ≪形状・寸法≫

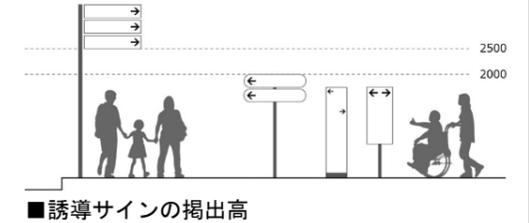
表示面の形状寸法や高さについては、サインの種類や形状に合わせて設定する必要があります。なお、表示面については、誤読率が増加する限界（視方角45°）等に配慮した角度や寸法とします。

#### ≪本体の表現様式≫

- 掲示の高さは、車いす使用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、地図面の中心高さを125cm程度に設定することが望ましい。
- 観光案内サインを支える支柱の位置は、視覚障害者の案内板への衝突を防止するため、案内板の両端に設置することが望ましい。

#### ≪誘導サインの整備/掲出の高さ≫

- 歩道に対して平行に設置する場合は、誘導サイン上端を路面より2,000mm以内とする。
- 歩道空間上に張り出す場合は、誘導サイン下端を路面より2,500mm以上確保する。（歩道の建築限界）



出典：国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針/東京都（平成27年2月）より抜粋

#### ≪色彩≫

地図のベースとなる地形の起伏、河川、緑地等は、イメージしやすい自然な色彩を基調とし、現在地マークは地図のうえで明確に視認されるように赤系の色で示すものとします。  
 色の組合せについては、見分けにくい色を組み合わせないようにし、以下の点に留意します。

- 高齢者に多い白内障に配慮して「青と黒」「黄と白」の組合せは用いない。
- サインの図色と地色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすること等により容易に識別できるものとする。
- 色覚異常の利用者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を確保した表示とする。

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン/国土交通省（平成25年6月）より抜粋

### ◇表示基準

#### ≪多言語表記、文字のフォント、大きさ≫

マップや表示面に示す言語は日本語と英語の2言語としますが、地図の凡例には中国語、韓国語を加えます。使用する書体は、標準的で分かりやすく視認性の優れたゴシック体を基本とします。日本語以外の言語については、一般的に公共サイン等で使用されている書体を採用します。

文字の大きさについては、サインの種類と設置位置によって視距離に応じた大きさを選択します。

#### ≪記号等≫

ピクトグラム：日本語に不慣れな外国人旅行者や障がい者、高齢者を含めたすべての人にとって、案内サインを理解してもらうために有用な手段の一つであるピクトグラムを活用します。

凡例：凡例は原則5カ国語(日本語、英語、中国語(繁体語、簡体語)、韓国語)で表示します。

方位記号：案内サインに掲載する地図には、必ずシンプルで分かりやすい方位記号を入れます。

縮尺・スケール：スケールは、地図の表示面の中で案内情報の支障にならない位置に配置します。

## 7. 維持管理

サインの設置主体が定期的に行う点検管理の中で、劣化や破損等の状況診断、情報内容の整合性の確認を行い、必要に応じて撤去・更新を行います。この時、管理状況並びに診断結果については、その都度、管理台帳等に記入し最新の情報を庁内で共有できるようにしていくことが必要です。

- 維持管理方針**
- 維持管理を効率的に行うため、所有者・管理者を明示する。
  - 維持管理の所管部所は、定期的な点検管理(年1回程度)によりサインの設置状態を把握する。
  - 維持管理の対象であるサインの現状並びに診断結果については、点検管理の都度、所管部所が保管する管理台帳等に反映させて、常に最新に近い情報を共有するように努める。
  - 情報内容の整合性の確認について、掲載情報の更新が必要な施設名称の変更等が生じた場合、所管部所との情報共有に努めます。
  - 汚れなどの軽微な補修については、地域との協働を含めた対応も検討する。
  - 破損や変形、大きな傷等については、適切で迅速な対応を行い、利用者の安全を確保する。
  - 不要になったサインは適切に撤去し、必要に応じて更新や統合を検討する。